2013.09

# 「個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック」簡易版 第 12 章

個人情報保護監査研究会

## 第12章 提供に関する措置

### 12.1 提供に関する措置

個人情報保護法 第 23 条には、"あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。"と定めています。すでに取得している個人情報でも、第三者提供について同意を得ていない場合は、あらためて第三者提供する利用目的を明示して、書面で同意を得なければなりません。

### 第三者提供にあたるが、見過ごされがちな事例

- a) 社員を他社に常駐させる。 派遣、常駐、出向などの際に、入館証発行のための個人情報を受注先に提供する場合。
- b) ホームページに社員の顔写真やプロフィールを掲載 ホームページは第三者が閲覧可能なため、第三者提供にあたります。

第三者提供先には、個人情報の管理について一切権限が及ばなくなる可能性があります。

従って、第三者に提供する場合は、以下の事項を本人に通知しなければなりません。

- a)会社名
- b)個人情報保護管理者の氏名又は職名、所属及び連絡先
- c)利用目的
- d)個人情報を第三者に提供することが予定される場合の事項
- ・第三者に提供する目的
- ・提供する個人情報の項目
- ・提供の手段又は方法
- ・当該情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類、及び属性
- ・個人情報の取扱いに関する契約がある場合はその旨

#### 12.2 共同利用に関する措置

共同利用とは、2 社以上の事業者が、あらかじめ共同して個人情報の利用目的などの取扱いを定め、本人に通知し同意を得て取得する措置のことです。

共同利用する場合は、本人に対し以下の通知事項を明記して本人から同意を得なければなりません。

- ・共同して利用すること
- ・共同して利用される個人情報の項目
- ・共同して利用する者の範囲
- ・共同して利用する者の利用目的
- ・共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称
- ・取得方法

共同利用するにあたり、1 社を「責任を有する者」として、その事業者が共同利用することについて本人に通知し書面で同意を得ていれば、「従たる事業者」は、ホームページに上記事項を公表することで、個人情報を共同利用することができます。

共同利用は、グループ企業における従業者情報や、顧客情報の取扱いなどで活用の事例があります。 しかしPMSについて自社の独立性が保たれないというデメリットもあり注意が必要です。

次回は、「第13章 適正管理」をご紹介します。>目次へ

個人情報保護監査研究会 http://www.saaj.or.jp/shibu/kojin.html

以上